

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から58年5月まで
② 平成2年2月及び同年3月

私は、健康保険と年金は一緒に支払うべきであると認識していたので、申立期間①については、勤務先を退職後の昭和52年1月頃、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、申立期間②については、平成2年2月に勤務先を退職後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

国民年金保険料については、自分名義の銀行の預金口座からの振替により納付していた。

私は、国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、口座振替により、保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意欲はあったものと考えられる。

また、申立期間②について、勤務先を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立人名義の銀行の預金口座からの振替により、国民年金保険料を納付していたとする申立内容とは異なるものの、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は平成3年4月頃と推認

され、その時期からみて納付することが可能である、申立期間②後の2年4月から3年3月までの保険料を、同年10月に過年度納付により納付していることから、その時点において、保険料の納付意欲があった申立人が、同じく納付することが可能で、2か月と短期間である申立期間②の保険料も、過年度納付により納付していたとしても特段不合理ではない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和52年1月頃、国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を、申立人名義の銀行の預金口座からの振替により納付していたと主張している。しかし、前述したように、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成3年4月頃と推認され、申立人の主張とは一致しない上、同銀行に保管されている申立人名義の預金口座の取引記録によると、申立人が申立期間の保険料を口座振替により納付していた形跡は無い。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される平成3年4月頃の時点において、申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、出生時から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 2 月に勤務先を退職したため、私の妻が私の国民年金の加入手続を区役所で行った。その際、現在所持している年金手帳が発行された。

申立期間の国民年金保険料については、私の妻が、家に来ていた金融機関の職員に夫婦二人分の納付書と保険料を渡して納付してもらっていたが、私も妻も保険料の月額及び納付頻度の記憶は無い。私の妻が昭和 52 年 9 月に勤務先を退職して国民年金に加入してからは、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。一緒に納付していた妻の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和52年9月に勤務先を退職してから、申立人の妻が、家に来ていた金融機関の職員に夫婦二人分の納付書と国民年金保険料を渡して納付してもらっていたと述べているが、申立人が居住する区の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる昭和52年度以降の夫婦の保険料の納付日は、57年度を除いて全て同一であり、申立人の主張とおおむね一致している。

また、申立人は、厚生年金保険の加入期間に加え、60歳まで25年以上国民年金保険料を納付しており、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、国民年金の加入期間において保険料の未納は無く、申立人の妻の保険料の納付意欲は高かったと考えられることに加え、申立期間の前後の期間を通じて

申立人は継続して事業を営み、その事業は順調であったとしており、保険料を納付する資力は十分であった事情がうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和56年度については、申立人が居住する区の国民年金被保険者名簿で、納付書が発行されていることが確認でき、国民年金保険料の納付意欲が高かったと考えられる申立人の妻が、納付書が発行されながら、12か月と短期間である当該年度の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その上、昭和52年に転居してからは、継続して同一の区に居住していたとする申立人の妻の主張に不自然さはいくつかあっても、昭和52年度及び53年度の国民年金保険料は、申立人及びその妻とも同区で適切に納付していること、申立人の妻の54年度及び55年度の被保険者名簿について不完全な点は認められないことなどを考え合わせると、54年度及び55年度について、申立人のみ同区で保険料を賦課されなかったと考える合理的な理由は見当たらず、申立期間当時の申立人の資力及び申立人の妻の保険料の納付意欲などから、54年度及び55年度についても保険料を納付したと考えても不合理とは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

私は、昭和55年5月に会社を退職した後、国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料については、加入当初は納付書により金融機関で納付していたが、59年4月からは私の夫名義の預金口座で口座振替により納付するようになった。61年4月に任意加入被保険者から国民年金第3号被保険者への種別変更手続を行うまで、口座振替による保険料納付を辞退する手続を行った記憶は無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫名義の預金口座で口座振替により納付していたと主張しているところ、申立人は、昭和59年4月から保険料の口座振替を開始する旨の案内書を所持している上、申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付により納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が申立期間当時居住していた市によると、国民年金被保険者が指定した預金口座からの国民年金保険料の振替は、被保険者が口座振替による保険料納付の辞退を申し出ない限り継続されるとしている上、申立人及びその夫は、当時、口座振替による納付を辞退する手続を行った記憶は無いと述べている。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、任意加入し、口座振替をしている期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期

間は1回、かつ6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から57年12月まで
② 昭和58年4月から同年6月まで

私は、昭和50年3月頃、当時住んでいた区の区役所で、国民年金の加入手続を行ったと思う。44年8月から50年3月までの国民年金保険料については、同年同月頃に区役所の国民年金課窓口で、総額で25万円から30万円ぐらいを、現金で2回に分けて納付した。同年4月以降の保険料については、妻の分と合わせて、最初は、金融機関の集金人に頼んで、その後は、私名義の金融機関の預金口座から口座振替により、納付していたと思うが、金額については憶えていない。私は、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の自身及びその妻の国民年金保険料を、20年以上にもわたり全て納付している上、口座振替制度を利用して納付している期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和60年2月と推認され、50年3月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは異なるものの、60年2月時点において納付することが可能である58年1月から同年3月までの国民年金保険料を遡って納付していることから、保険料の納付意識が高かった申立人が、その直後で、3か月と短期間である申立期間②の保険料も同様に遡って納付したと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 60 年 2 月時点においては、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、自身の国民年金の加入手続について、昭和 50 年 3 月頃、その妻の国民年金の加入手続と同時期に行ったと思うとしており、確かに、その妻の国民年金手帳記号番号の記号は、申立人及びその妻が当時居住していた区で、その当時に使用されていたことを示す記号であるものの、申立人の手帳記号番号の記号は、同区で、57 年以降に使用された記号であることに加え、申立人は、現在所持している年金手帳以外の年金手帳を受領していないとしていることから、申立人の国民年金の加入手続が 50 年 3 月頃に行われていたとは考えにくい。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述を実施したものの、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 51 年 10 月

申立期間①について、私は、実家の家業の手伝いをしていた昭和 47 年 4 月頃、私の父親が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、父親も高齢のため詳細は分からないが、当時、店に出入りしていた金融機関の集金人に、父親が自身の保険料と一緒に納付していたと思う。

申立期間②について、私は、昭和 51 年 11 月に転居先の市の市役所で婚姻の届出と国民年金の任意加入への種別変更手続を行った。当該期間の国民年金保険料は、転居後に私が金融機関で納付したと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、国民年金第 3 号被保険者に係る届出も適切に行っているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間②について、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立人は、申立期間②直後に国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続を行っていることに加え、特殊台帳によると、その直後に、転居前の市を管轄する社会保険事務所（当時）から転居後の市を管轄する社会保険事務所に同台帳が移管されて

いることが確認できることから、通常、転居後、申立人に対して、申立期間②の保険料の納付書が発行されていたと考えられ、保険料の納付意識が高かった申立人が、1か月と短期間である当該期間の保険料も、その前後の期間の保険料と同様に納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①について、申立人自身は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は高齢のため事情を聴取することができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和47年4月頃に、その父親が国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、51年4月と推認され、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

さらに、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を、当該期間当時に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和51年4月以降の時点において、消滅時効にかかわらず遡って過年度納付により、国民年金保険料を納付することができる期間が一部認められるものの、申立人は、後からまとめて納付したことは無いとしている。

その上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月及び同年6月

私は、勤務していた会社を退職後、当時住んでいたA町の役場で、国民年金の加入手続を行ったと思う。昭和62年6月末、私は、現在勤務している会社に就職するため、B市へ転居した。転居後の63年5月頃、A町及びB市の双方から、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、私は多分、B市役所で、申立期間の保険料を納付し、A町役場へはその旨連絡した。私は、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、A町役場で国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているが、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日、自身の住所履歴及び国民年金手帳記号番号の4桁の記号から、申立人の国民年金の加入手続は、自身が会社を退職した直後の昭和62年5月又は同年6月にA町で行われたと推認され、申立内容と一致する。

また、オンライン記録によると、平成元年3月6日に、申立期間の国民年金保険料の納付書が発行されていることが確認でき、申立人が、当該期間の保険料を納付したとする時期とは相違しているものの、B市に転居後に納付したとする点は一致しており、申立期間当時、国民年金の加入手続を適切に行っていた申立人が、同納付書により、2か月と短期間である当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月まで

私は、自営業を始めた時に国民年金に加入した。夫婦二人分の国民年金保険料を私が信用金庫又は郵便局で納付していた。申立期間の妻の保険料は納付済みとなっているが、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ってから、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続が行われたのは、昭和 59 年 7 月と推認され、その時点では、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間であった。

また、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとなっている上、申立人及びその妻は、申立期間前の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料を 60 年 7 月 24 日に共に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料は、申立期間の前後の期間を通じて、全てその妻と同日に納付されていることが確認できる上、申立期間は 10 か月と短期間である。

加えて、申立人が昭和 59 年 11 月に転居するまで居住していた区の国民年金被保険者収滞納一覧表の賦課状況欄から、申立期間に係る納付書を送付されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 55 年 8 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 56 年 7 月まで

私は、昭和 55 年 8 月に会社を退職して、同年 10 月に A 町役場に婚姻届を提出した際に、窓口で、「ご主人も強制加入なので、引き続き国民年金に加入しなければいけないから、同年 8 月及び 9 月分も納付した方がいい。」と言われ、国民年金の加入手続を行い、納付書を作成してもらい、後日納付した記憶がある。

強制加入期間中の国民年金保険料については、毎月、私が、金融機関の窓口に行き、夫婦二人分を役場から届いた納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届を提出した昭和 55 年 10 月に A 町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずだと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月と推認され、その時点では、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間であった。

また、申立人が、昭和 56 年 4 月に転居した B 町の国民年金被保険者名簿では、申立期間の国民年金保険料は、納付済みとされている。

さらに、申立人が、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとするその夫の申立期間の保険料は、納付済みとなっている上、申立人が、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付することができなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年3月まで

私が20歳になった平成7年*月頃に、父親が区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。申立期間の国民年金保険料については、父親が金融機関の窓口で納付していたと思う。父親は学生のうちの保険料は、親が納めるとして兄の保険料も負担していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成7年*月頃に、その父親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、父親が金融機関の窓口で、申立人の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは同年同月頃と推認でき、申立人の主張と一致している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、国民年金加入手続後の平成2年11月から60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している上、ほとんどの期間を前納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、母親についても結婚後の昭和52年3月に国民年金に任意加入し、平成2年11月から60歳に到達するまでの保険料を夫と同様に全て納付している。

さらに、申立人のオンライン記録では、平成8年6月に、その父親からの依頼によるものと思われる過年度納付書が発行されており、国民年金保険料の納付意識が高かった申立人の父親が、納付書が発行されている4か月と短

期間である当該期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私は、昭和57年*月に二人目の子供を出産した後に、国民年金保険料を納付することができなくなり免除を受けていた。

社会保険事務所（当時）から届いた昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料免除の承認通知書を所持しているのに申立期間が保険料免除期間となっておらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の免除が承認されたことを示す社会保険事務所が発行した昭和59年2月29日付けの国民年金保険料免除承認通知書を所持しており、当該通知書には「昭和58年10月分から昭和59年3月分までの間の国民年金保険料の免除を承認します。」と記載されており、保険料の免除が承認されたことが確認できる。

また、申立人は、上記通知書が届いた後において、区役所及び社会保険事務所から免除を取り消す旨の連絡は無かったと述べている。

さらに、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿及び申立人の特殊台帳には、申立期間に係る国民年金保険料の免除記録及び免除記録の訂正が行われた記載は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月

私が、20歳になったとき、年金手帳と納付書が送付されてきたので、私の母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。母親が、私の平成12年*月及び同年*月の2か月分の国民年金保険料を、同年3月頃に自宅近くの郵便局で納付し、同年4月から14年3月までの期間は、学生納付特例の手続をしてくれた。母親は、姉の保険料を納付する時には、1年分の保険料を一度にまとめて納付したし、私の学生納付特例の期間の保険料も一括で16年4月頃に納付した。母親が、私の12年2月及び同年3月の保険料を一緒に納付したにもかかわらず、同年2月の保険料は納付済みとなっており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人の平成12年*月及び同年*月の保険料を、2か月分まとめて納付したと述べているところ、申立人が所持する年金手帳の交付年月日は、20歳到達日であり、オンライン記録により、同年*月の保険料は同年3月6日に納付していることが確認できる。

また、申立人の母親は、申立人の姉及び申立人の学生納付特例の期間の国民年金保険料を一度にまとめて納付していたと述べているところ、申立人の姉のオンライン記録により、平成9年7月から11年3月までの保険料は同年2月5日に、同年4月から12年3月までの保険料は、11年4月19日に、申立人のオンライン記録により、学生納付特例の期間の保険料は16年4月19日にそれぞれ一括で納付していることが確認でき、その母親の主張には信憑性がうかがえる。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所や生活状況に大きな変化はみられない上、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みであることから、申立期間の保険料のみあえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 6389

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 1 月まで

私は、実家が A 市で C 店を営んでおり、申立期間①当時、学生で店の手伝いをしていた。店には国民年金の集金人が来ており家族全員の国民年金の保険料を納付していた。私が 20 歳になった時に、集金人に両親が加入手続を行い、その後、両親が私の国民年金保険料を納付していた。2 年もの間、未納となるとは考えられない。

昭和 53 年 10 月に結婚し、その後も B 市にある社宅で集金人に国民年金保険料を納付していた。当時は一軒一軒集金人が集金をしていたことを鮮明に記憶している。結婚後も引き続き保険料を納付していたが、54 年 4 月から 55 年 1 月までの保険料が未納とされている。この期間の保険料の納付記録だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、結婚後も国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当初、未加入期間とされていた昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までは、特殊台帳から保険料の納付が確認できるとして、平成 23 年 8 月 30 日に納付記録が訂正処理されており、申立人の主張には矛盾はない。

一方、申立人が昭和 53 年 10 月 * 日に国民年金被保険者の資格喪失とされた理由については、同日が婚姻日であり、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人が任意加入対象者となったことが考えられるが、申立人が所持する昭和 53 年度第 4 期の国民年金保険料の領収書には、昭和 54 年 3 月 31 日付けの金融機関の領収印が押されている上、申

立人自身には資格喪失手続を行った記憶は無い。

また、昭和 53 年度の国民年金保険料は現年度に納付されていることが確認できることから、申立人は、旧国民年金法附則第 6 条の 2 の規定により任意加入の申出をした者とみなされ、制度上、昭和 53 年 10 月*日に資格喪失する理由は無い。

さらに、申立期間②について、国民年金保険料納付の領収書は無いものの、申立人は、「私は、昭和 53 年 10 月に結婚し、その後も B 市にある社宅で集金人に国民年金保険料を納付していた。当時は一軒一軒集金人が集金をしていたことを鮮明に記憶している。」と述べている上、当該期間前後の期間の保険料の納付にも遅れが見られないことから、当該期間についても保険料を納付していたとするのが自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、「私が 20 歳になった時に、集金人に両親が加入手続を行い、その後、両親が私の国民年金保険料を店に来ていた国民年金の集金人に家族全員の国民年金の保険料を納付していた。」と述べているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和 51 年 8 月に行ったと推認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人が、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 51 年 8 月の時点において、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親及び母親からは証言が得られず、当該期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、申立人の両親の保険料が、当該期間について納付済みとされていることをもって、その両親が、申立人を国民年金に加入させ、家族全員の保険料を一緒に納付していたとまで認めることは難しい。

加えて、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年10月11日から同年10月24日までの期間に係る船員保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶Bにおける船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年10月11日に、同資格の喪失日に係る記録を同年10月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を65円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和18年10月の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は当該期間において、戦時加算該当船舶である船舶Bに乗船していたと認められることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月1日から19年6月29日まで
② 昭和19年7月7日から同年8月10日まで
③ 昭和19年11月16日から20年4月1日まで

船員保険の被保険者記録によると、私が戦時中に乗船していた船のうち、A社の船舶B及び船舶C、D社の船舶E及びF社（後にG社と名称変更し、H社と名称変更）の船舶Iに係る船員保険の被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、A社の船舶Jが乗船中に遭難沈没した後、同社の船舶Bへの転船を命ぜられ乗船したが、同船舶も乗船後しばらくして遭難沈没してしまった。その後、船舶E及び船舶Cにも乗船したが、いずれの船も、乗船後、間もなくして沈没してしまった。当時は戦時下であり、救助された後もすぐに別の船での勤務を命ぜられるような状況であったと記憶しており、申立期間①及び②の被保険者記録が欠落しているのはおかしい。いずれの船にも、乗船していたことは間違いないので、調査の上、申立期間①及び②を船員保険被保険者期間として認めて

ほしい。

申立期間③について、F社の船舶Iには3回乗船した。同船舶は、私
が下船した後、遭難沈没してしまったが、同船舶に乗船以降、昭和26
年頃までは会社との雇用関係は途切れることが無かったと記憶している
にもかかわらず、当該期間の船員保険の被保険者記録が欠落しているの
はおかしい。調査の上、当該期間を船員保険被保険者期間として認めて
ほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和18年10月11日から同年10月24日までの
期間について、申立人は、船舶Bについて、乗船員でしか知り得ない詳
細な状況を記憶している上、申立人の同船舶が遭難沈没した地点及び時
期に係る供述内容は、戦時加算該当船舶名簿及びD社の喪失船舶一覧表
の記載と一致する。

また、申立人は、船舶Bが沈没した後、海防艦に救助され、K地に戻
ったと供述しているところ、申立人が所持する写真にはL地というK地
の地名、及び「検閲済 18.12.4 運輸部」の押印が確認できることか
ら、申立人の供述内容は、しんぴょうせい信憑性が高いものと判断でき、これらのこ
とから、申立人が当該期間において船舶Bに乗船していたことが認めら
れる。

さらに、申立人は、船舶Bの乗組員数はおおむね80名程度であった
と供述しているところ、同船舶に係る船員保険被保険者名簿における、
当時の被保険者数は約80名であったことが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、昭和18年10月11日付けで申
立人と同じ機関員10名が船員保険被保険者資格を取得していることが
確認できる上、このうちの1名は、申立人が船舶Bに転船を命ぜられる
直前に乗船していたとする船舶Jにおいて、申立人とほぼ同時期に被保
険者であったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る船員
保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和18年10月1日から同年10月11日ま
での期間及び同年10月24日から19年6月29日までの期間について、
申立人は、当該期間においてもA社所有の船舶CやD社の船舶Eなどに
乗船していたと述べている。

しかしながら、申立人は、同僚の名前を記憶していない上、A社の資
料を保管しているという事業所も申立人に係る乗船履歴は確認できない
旨回答していることから、申立人の当該船舶における勤務実態を確認す
ることができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和 18 年 10 月の標準報酬月額については、申立人と同様に機関員として乗船していた複数の同僚の当該期間に係る船舶 B における社会保険事務所（当時）の記録から、65 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 18 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、昭和 18 年 10 月 11 日から同年 10 月 24 日までの期間について、戦時加算該当船舶名簿において確認できる船舶 B に乗船していたことから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間においても A 社が所有する船舶に乗っていたと述べている。

しかしながら、申立人は、具体的な船舶名及び同僚の名前を記憶していない上、A 社の資料を保管している事業所も申立人に係る乗船履歴は確認できない旨回答していることから、申立人の当該船舶における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、G 社の船舶 I に 3 回乗船したと述べているところ、戦時中の輸送船団について調査した資料から、同船舶は、昭和 19 年 8 月 25 日から同年 9 月 5 日までの期間、同年 9 月 8 日から同年 9 月 22 日までの期間及び 20 年 1 月 31 日から同年 2 月 14 日までの期間に、M 地と N 地を運航し、同年 2 月 22 日に M 地に向け N 地を出港後、沈没した旨の記載が確認できるところ、オンライン記録において、上記

資料のうち、同船舶の1回目及び2回目の航海期間については、同社の船員保険被保険者であることが確認できる。

しかし、申立人は、最終下船地はM地であり、自身が下船後、船舶Iが沈没したとも述べており、上記資料で確認できる、同船舶の3回目の航海における最終寄港地はN地であることから判断すると、申立人が当該航海において同船舶に乗っていたとは考え難い。

また、申立人は、当該期間において、G社と雇用関係にあったと述べているものの、同社は既に解散しており、同僚の名前も記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料控除について確認することができない。

さらに、G社に係る船員保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格の取得及び喪失日は、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）と一致するとともに、オンライン記録とも一致する。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年4月1日から20年9月1日までの期間について、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から同年12月1日までの期間及び21年2月1日から同年5月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の26万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉とすることが必要である。

申立期間のうち、平成19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から21年5月1日まで
② 平成15年8月1日
③ 平成15年12月1日
④ 平成16年8月1日
⑤ 平成16年12月1日
⑥ 平成17年8月1日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 1 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 21 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 19 年 8 月 3 日
- ⑪ 平成 19 年 12 月 20 日
- ⑫ 平成 20 年 7 月 24 日
- ⑬ 平成 20 年 12 月 24 日

私は、平成 9 年 4 月 1 日から現在に至るまで、A 社で B 業務を行っているが、ねんきん定期便の標準報酬月額記録は、給与支給額より低い記録になっていた。また、15 年から賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。給料明細書は所持していないが、「市県民税所得証明書」や銀行の取引履歴明細表などを提出するので、調査して、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成 9 年 4 月 1 日から 16 年 1 月 1 日までの期間について、申立人と同時期に入社し同様の業務を行っていた同僚が所持している給料明細書において、当該同僚は、入社時から、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立人と同様の業務を行っていた複数の同僚についても、その所持する給料明細書から、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された預金取引履歴明細表記載の給与振込支給額から、申立人の当該期間における給与支給額に見合う報酬月額は、オンライン記録を上回っていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上述の同僚のうち、申立人と業務内容及び勤務形態において同質性の高い 2 名の同僚の給料明

細書及び申立人提出の預金取引履歴記載の給与振込支給額から、別添の<認められる標準報酬月額>に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成16年1月1日から20年12月1日までの期間及び21年2月1日から同年5月1日までの期間について、16年1月から17年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された「市県民税所得証明書」において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、また、18年1月から20年11月までの標準報酬月額及び21年2月から同年4月までの標準報酬月額については、A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別添の<認められる標準報酬月額>に訂正することが必要である。

申立期間⑩から⑫までに係る標準賞与額については、前述の「市県民税所得証明書」及び源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、別添の<認められる標準賞与額>に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①のうち、平成9年4月1日から20年12月1日までの期間及び21年2月1日から同年5月1日までの期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、源泉徴収簿兼賃金台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が、当該期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は源泉徴収簿兼賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、申立期間⑩から⑫までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主が当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成20年12月1日から21年2月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収簿兼賃金台帳において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、源泉徴収簿兼賃金台帳に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を下回っていることが確認できることから、厚生年金保険特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②から⑨までに係る標準賞与額については、賞与額及び保険料控除について確認できる資料は無いことから、また、申立期間⑬に係る標

準賞与額については、源泉徴収簿兼賃金台帳において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、複数の同僚が所持している当該期間に係る賞与明細書において保険料控除が行われていないことが確認できることから、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成9年4月から同年9月まで	34万円
平成9年10月から10年9月まで	38万円
平成10年10月から11年9月まで	36万円
平成11年10月から12年9月まで	34万円
平成12年10月から15年3月まで	38万円
平成15年4月から同年8月まで	36万円
平成15年9月から16年8月まで	41万円
平成16年9月から17年8月まで	36万円
平成17年9月から18年8月まで	34万円
平成18年9月から19年9月まで	36万円
平成19年10月から20年3月まで	38万円
平成20年4月	36万円
平成20年5月から同年7月まで	38万円
平成20年8月	34万円
平成20年9月から同年11月まで	38万円
平成21年2月	32万円
平成21年3月	38万円
平成21年4月	30万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成19年8月3日	12万円
平成19年12月20日	11万円
平成20年7月24日	10万円

神奈川県厚生年金 事案 7390

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年1月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月15日から同年6月1日まで

私は、昭和38年11月にB社に入社し、以後44年6月に退社するまでの間、C社及びA社に継続して勤務していた。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録（事業所名は不明）並びにオンライン記録において申立人と同様にC社及びA社に勤務していたことが確認できる複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうち、申立人と同様にA社に勤務し、被保険者記録が無い同僚が所持する昭和43年1月から同年4月までに係る給料明細書によると、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の設立発起人であり、かつ、当時同社の取締役であった複数の者は、「C社からA社に異動した際も、継続して厚生年金保険料は控除されていたはずである。」と述べている上、複数の同僚は、「C社からA社に社名が変更された後も継続して勤務し、申立期間中も給料は変わり無く支給されており、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述してい

る。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和43年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所とはなっていない。しかし、申立人及び同僚の供述から、申立期間当時、同社において20数名の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が無いものの、事業主は申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7391

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 25 日

私は、平成 10 年 6 月に B 社（現在は、A 社）へ入社した。20 年 6 月 1 日から厚生年金保険に加入し、現在も勤務しているが、同年 12 月 25 日に支払われた賞与に係る給与支払明細書（賞与）では厚生年金保険料が控除されているのに、ねんきん定期便を確認したところ、当該賞与の厚生年金保険の記録が無い。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持する給与支払明細書（賞与）において確認できる保険料控除額から、28万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成元年7月から同年9月までは11万8,000円、4年3月を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成4年4月30日から同年6月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については15万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月30日から同年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年4月30日から同年6月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年9月1日から平成4年4月30日まで
② 平成4年4月30日から同年6月1日まで

日本年金機構から、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額に誤りは無いかという案内を受け取り、平成2年11月から4年3月までの標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年6月1日）より後に遡及して減額訂正が行われた不合理な

処理であるとして、23年7月19日付けで年金事務所において当初の記録に訂正された。

しかし、当時の預金通帳に記載されている給与振込額に比べ、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成4年4月30日と記録されているが、同年5月にA社が不渡りを出し倒産した後も、夏頃に開催された債権者集会等のための残務整理等を行っていたので、資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成元年7月1日から同年8月1日までの期間及び4年3月1日から同年4月1日までの期間について、A社の社会保険事務を委託されていた社会保険労務士が保管している給料台帳の写しにおいて確認できる給与総支給額又は保険料控除額から、平成元年7月は11万8,000円、4年3月は18万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成元年8月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間に係る給料台帳は無いものの、申立人が所持する預金通帳から、同年8月及び同年9月の給与振込額と同年7月の給与振込額が同額であることが確認できるところ、上記社会保険労務士が保管する同年10月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（副）に記載されている同年8月及び同年9月の報酬月額と同年7月の報酬月額が同額であることから、同年8月及び同年9月の保険料控除額と同年7月の保険料控除額は同額であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、平成元年8月及び同年9月について、標準報酬月額11万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間①のうち、平成元年7月から同年9月までの期間及び4年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成元年6月1日から同年7月1日までの期間及び3年12月1日から4年3月1日までの期間については、上記給料台帳から、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出された標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和62年9月1日から平成元年6月1日までの期間及び元年10月1日から3年12月1日までの期間については、当該期間に係る給料台帳は無く、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和62年9月1日から平成元年7月1日までの期間及び同年10月1日から4年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は平成4年4月30日となっているものの、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月1日より後の同年12月4日付けで、遡って行われていることが確認できるほか、申立人を除く21名についても同様に遡った喪失処理が行われていることが確認できる。

また、同僚の供述から、申立人は当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の勤務実態から同年6月1日と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、当該喪失処理前の記録から、15万円とすることが必要である。

申立期間②について、上記給料台帳から、当該期間のうち、平成4年4月については、標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、当該期間のうち、平成4年5月に係る給料台帳は無いものの、申立人は、給料額は変わらなかった旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、18 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができず不明であり、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社本社における同資格の喪失日は、同年 7 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、B 社に昭和 16 年 3 月 14 日に入社し、45 年 5 月 31 日に退社するまで継続して勤務していた。同社が 3 社に分割し、そのうちの A 社本社（C 市）に 25 年 5 月 1 日に異動したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B 社が発行した証明書、申立人が所持する A 社永年勤続 10 年表彰状及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務（昭和 25 年 5 月 1 日に B 社から A 社本社に、同年 7 月 1 日に同社本社から同社 D 支店に異動）していたことが認められる。

一方、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る記載は無い。

しかしながら、当該被保険者名簿に記載されている適用事業所名称は E 社本社となっているところ、閉鎖登記簿謄本及び B 社が保管する会社系譜図から、A 社が E 社と社名変更したのは、昭和 27 年 5 月 29 日であることが確認できることから、当該被保険者名簿は、申立期間より後に書き換え

られた被保険者名簿であると考えられる。

また、年金事務所において、書換え前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は保管されておらず、日本年金機構F事務センターは、「上記被保険者名簿に係る書換え前の名簿の保管は無く、保管されていない理由は不明である。」と回答しており、社会保険事務所において、A社に係る被保険者記録が適切に管理されていたとは考え難い。

さらに、申立人とともにB社からA社本社に転勤となった同僚は、同社本社において、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、A社本社における同資格の喪失日は同年 7 月 1 日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係るB社及びA社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成4年10月1日から21年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年8月1日、同年12月1日、16年8月1日、同年12月1日、17年8月1日、同年12月1日、19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月から21年6月までの上記訂正後の標準報酬月額並びに、15年8月1日、同年12月1日、16年8月1日、同年12月1日、17年8月1日、同年12月1日、19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から21年7月1日まで
② 平成15年8月1日
③ 平成15年12月1日
④ 平成16年8月1日
⑤ 平成16年12月1日
⑥ 平成17年8月1日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 1 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 21 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 19 年 8 月 3 日
- ⑪ 平成 19 年 12 月 20 日
- ⑫ 平成 20 年 7 月 24 日

私は、平成元年 12 月の A 社の会社設立時から現在まで同社の取締役であり、一貫して B 業務及び現場の仕事の管理業務を行っている。日本年金機構からのねんきん定期便の内容と給料明細書において控除されている厚生年金保険料を比較してみたところ、4 年 1 月以降継続してかなり相違していることが分かった。

私は、会社の登記上取締役であるが、これまで決算書類等も見せてもらったことはなく、このような状況に置かれていたことは想像できなかった。

また、賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査して標準報酬月額を訂正し、賞与に係る記録を認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成 4 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、当該期間のうち同年 1 月から同年 5 月までは 44 万円と記録されていたところ、同年 6 月 25 日付けで遡って 36 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A 社の事業主は、「平成 4 年頃に、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額を遡って引き下げることがを助言され、そのとおりに行った。」と回答しており、事業主を含む 9 人の標準報酬月額が、申立人と同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、A 社の商業登記簿謄本から、申立人は、会社設立時から現在まで取締役であることが確認できるが、複数の同僚から、申立人の実態は一般従業員と同様に B 業務に従事しており、経営及び社会保険事務については関与していなかったとの証言が得られていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 4 年 6 月 25 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成4年1月から同年9月までの標準報酬月額、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、当該減額訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は36万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立期間①のうち、平成4年10月1日から21年7月1日までの期間及び申立期間②から⑫までについて、申立人は、標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成4年10月1日から21年7月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書及び源泉徴収票により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

また、申立期間②から⑦まで及び申立期間⑩から⑫までの標準賞与額について、賞与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、申立期間①のうち、平成4年10月1日から21年7月1日までの期間については、給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が、当該期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、申立期間②から⑦まで及び申立期間⑩から⑫までについては、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑧及び⑨に係る標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人は、当該期間について、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを認めることはできない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成4年1月から8年9月まで	44万円
平成8年10月から9年9月まで	41万円
平成9年10月から14年9月まで	44万円
平成14年10月から17年9月まで	47万円
平成17年10月から21年1月まで	50万円
平成21年2月から同年6月まで	47万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成15年8月1日	1万5,000円
平成15年12月1日	1万5,000円
平成16年8月1日	20万円
平成16年12月1日	23万円
平成17年8月1日	20万円
平成17年12月1日	20万円
平成19年8月3日	20万円
平成19年12月20日	15万円
平成20年7月24日	15万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成元年4月1日）及び資格取得日（同年5月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、平成19年12月末日まで継続して勤務していた。しかし、同社B工場からC社（現在は、D社）へ出向した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において平成元年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年5月1日において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録、申立人が所持する出向辞令、A社から提出された労働者名簿及びD社から提出された人事カードから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（平成元年4月16日に同社B工場からC社に出向）していたことが認められる。

また、申立人が所持する給与明細書及びA社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の出向前のA社B工場の厚生年金保険の適用事業所整理記号と、出向後のC社の事業所整理記号が同一

であることが確認できることから、この点について照会したところ、A社の厚生年金保険の事務担当者は、当時の同社における出向者の厚生年金保険の届出手続の取扱いについて、「出向元の事業所であるA社B工場が厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届の手続を行っており、同社B工場の事務担当者が、誤って申立人の資格喪失日を平成元年4月1日として届出を行い、同年5月1日に再度同資格を取得した旨の届出を行ったものと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年8月31日までの期間について、事業主は、申立人が同年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年3月15日頃から同年8月31日まで
私は、尋常小学校を昭和20年3月に卒業し、A社C工場に同年3月15日頃入社し、終戦から約1か月後に退職した。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、尋常小学校を昭和20年3月に卒業し、A社C工場に同年3月15日頃入社し、終戦から約1か月後に退職したと述べているところ、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、同一生年月日の基礎年金番号に未統合の記録で、資格取得日が同年5月1日（喪失日は未記載）と記載された記録が確認できる。

また、B社から提出された同社の社史によると、A社C工場は、昭和20年7月*日の艦砲射撃及び同年8月*日の空襲により、工場が甚大な被害を受けたと記載されているところ、申立人は、上記艦砲射撃及び空襲の後片付けをしたことを詳細に記憶しており、当時、同社C工場に勤務していたことが推認できることから、上記の被保険者名簿の記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 20 年 5 月 1 日に 200 名以上の従業員が被保険者資格を取得していることが確認できるが、資格喪失日については、記載されているのは数人のみで、大多数において記載されておらず、申立人と同じ学校を卒業し、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚の資格喪失日欄は空白となっているものの、当該同僚のオンライン記録によると A 社 C 工場において同年 8 月 31 日に同資格を喪失していることが確認できる。

加えて、D 年金事務所は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日の記載が無いことについて、「当時、事業所が空襲等で焼けて、事業所から資格喪失届が提出されていないと思われる。」と回答している。

また、上記被保険者名簿において資格喪失日が記載されている元同僚（資格喪失日は昭和 20 年 9 月 15 日）は、「私は、終戦から 1 か月間ほど、工場で E 等を作っていた。」と述べているが、申立人は、「終戦後、別の元同僚から、工場では E 等を作っていると聞いたが、私はその頃工場にいなかった。」と述べているところ、申立人の同窓の元同僚（資格喪失日は同年 8 月 31 日）は、「申立人を含む同僚と一旦自宅に帰ったが、会社から退職等に係る文書が送られてきたため、同年 8 月末頃会社に行き退職の手続を行った。私は、E 等を製造した覚えはない。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 C 工場における厚生年金保険の資格喪失日は昭和 20 年 8 月 31 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記被保険者名簿の記録から、20 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 3 月 15 日頃から同年 5 月 1 日までの期間については、B 社が提出した厚生年金台帳によると、申立人は、A 社 C 工場において、同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、B 社は、「人事記録は見当たらず、入社日については確認することができない。また、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が相違していることについては、当時、試用期間があったと思われ、この期間については、厚生年金保険に加入させていなかったようである。」と回答している上、上記被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和 20 年 5 月 1 日）と同日付けで同資格を取得した複数の同僚は、「私は、A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日より前から同社で勤務していた。」と供述していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び資料周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和51年5月31日までA社B工場に在職し、同年6月1日付けで同社C本部へ企業内転勤をした。しかし、オンライン記録上は、資格喪失年月日が同年5月31日となっているため、被保険者期間が1か月欠落している。

企業内転勤で厚生年金保険被保険者資格の欠落期間は生じないはずなので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、社内人事異動稟議書及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和51年6月1日に同社B工場から同社C本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和51年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は昭和51年5月31日を資格喪失日として届け出たものと推測されると述べている上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と

誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和28年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月10日から29年1月6日まで

私は、昭和28年12月10日付けでA社B事業所から同社C事業所への勤務を命じられ、38年5月14日付けで同社E事業所に転勤になるまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が提出した申立人の異動記録及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年12月10日に、同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年1月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から平成元年3月まで

私は、昭和55年又は56年に転居した際、転居後の区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続時に、国民年金保険料を遡って納付すれば、過去の未納が解消でき、20歳から納付していたことになるかと教えられ、20万円ぐらいをまとめて納付したことを憶えている。

加入手続後は、しばらく納付書で国民年金保険料を納付し、その後、口座振替に切り替え納付していたと思っていたが、口座振替で納付した記録が無いのであれば、ずっと納付書で納付していたのだと思う。当初の保険料額は3,000円から4,000円くらいだった。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年又は56年に転居し、転居後の区で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の戸籍の附票で、申立人は57年12月に住所変更を行っていることが確認でき、同年同月前に、転居後の区で国民年金の加入手続を行うことはできず、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の国民年金第3号被保険者の該当届出の処理日等から、申立人の国民年金の加入手続時期は早くとも平成元年8月と推認され、その時点で、申立期間のうち、昭和52年5月から62年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人が転居前に居住し

ていた区も含めて、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていないか調査をしたが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は遡って納付することはできたが、申立人は、昭和 55 年又は 56 年に加入手続を行った時以外に保険料を遡って納付したことはないと述べている。

加えて、申立人が、申立期間のうち、加入手続を行って以後の国民年金保険料について、しばらく納付書により金融機関で納付し、その後口座振替に切り替え納付していたと述べたため、当委員会において当該期間当時の預金口座の取引履歴を照会したが、平成元年 3 月以前に保険料が口座振替されたことをうかがわせる形跡は無く、保険料の納付状況が不明であるほか、当該期間に係る保険料の納付状況について、申立人の知人 2 名から聞き取りを行ったが、両名の証言等からは申立人が当該期間の保険料を納付していたとまでの心証を得ることはできなかった。

その上、申立期間は 143 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることは考えにくく、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月から 57 年 12 月まで
② 昭和 58 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 1 月に、独り暮らしを始めたことをきっかけに、母親の勧めもあり、将来を考えて国民年金に加入した。加入手続は、市役所で転入届と同時に行った。加入手続を行った際、特例納付により、私が 20 歳に到達した時点まで遡って国民年金保険料を納付できると教えられ、保険料の納付書を渡された。

申立期間①の国民年金保険料については、前述の納付書により、2 万円から 3 万円ぐらいの金額を金融機関でまとめて遡って納付し、申立期間②の保険料は、口座振替により納付した。

私が所持している年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」が昭和 53 年*月*日と記載されているのも、私が同年同月以降の国民年金保険料を納付した証拠だと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、昭和 58 年 1 月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、「特例納付で、20 歳到達時点まで遡って保険料を納付することができる。」と説明を受け、その時に受け取った保険料の納付書で、2 万円から 3 万円ぐらいをまとめて遡って納付したと述べている。しかし、申立人が同年同月以降居住した市の国民年金被保険者名簿の記載から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、63 年 3 月と考えられることから、申立人の主張と一致していない上、これまでに 3 回実施された特例納付のうち、最後に実施された第 3 回特例納付

の実施期間は 53 年 7 月から 55 年 6 月までの期間であったことから、申立人が加入手続を行ったとする 58 年 1 月の時点であっても、特例納付により保険料を納付することはできない。

- 2 申立期間②の国民年金保険料について、申立人は、口座振替により納付したとしているが、申立人が当該期間当時居住した市で、口座振替による保険料の納付が可能になったのは平成元年 4 月以降であり、申立人の主張とは一致しておらず、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 63 年 3 月の時点において、申立期間②のうち、58 年 1 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間②のうち昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料は、遡って納付することができ、オンライン記録においても、63 年 11 月に過年度納付書が発行されていることが確認できるが、申立人は、申立期間②の保険料は口座振替で納付したとし、遡って保険料を納付したとは主張しておらず、制度上も口座振替では保険料を遡って納付することはできない。

- 3 これまで述べたことに加え、申立人に、昭和 63 年に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていないか調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無かった。

また、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」が昭和 53 年*月*日と記載されていることが、申立人が、同年同月まで遡って国民年金保険料を納付した証拠だと思っていると述べているが、年金手帳の同日付は、保険料の納付の有無に関係無く、強制加入の初日まで遡った日付が記載されるものであり、同日付の記載をもって、申立人が同年同月まで保険料を遡って納付した証拠とすることはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年5月から同年12月まで

私は、平成9年頃、当時、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた母親からの勧めもあり、国民年金に加入した。加入手続は、母親が、母親の保険料の集金に来ていた集金人を通じて行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料は、当時、私は学生で収入が無かったので、母親が負担し、自身の保険料と一緒に集金人へ納付してくれた。

国民年金に加入した際、母親は、集金人から過去の国民年金保険料についても納付できることを聞いていたので、納付可能な範囲で、過去の保険料も集金人に納付してくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年頃、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、母親が自身の保険料と一緒に集金人に納付していたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料に直接関与していないことに加え、申立人の加入手続を行い当該期間の保険料を、自身の保険料と一緒に集金人に納付していたとする申立人の母親の主張についても、当該期間の前後の平成9年度から11年度にかけての、保険料の納付日が分かる範囲においては、申立人及びその母親の保険料の納付日が同一である月は見当たらないなど、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたとしている。しかし、集金人に納付することができるのは現年度の保険料のみであることに加え、当該期間直前の平成10年4月の保険料は、オンライン記録

において、11年4月の保険料が12年5月に重複納付されたため、同年同月の時点で10年4月の保険料に充当されていることから、12年5月に充当が行われるまでは未納であったと推認できること、及び申立期間直後の11年1月の保険料は、13年2月に過年度納付されていることから、いずれも、集金人に納付したものと考えることはできず、申立期間に近接する前後の期間の保険料の納付状況からは、申立期間の保険料のみが集金人に納付されたと考え難しい。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、同基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6393 (事案 3970 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 49 年 3 月まで

前回、私と私の夫が申し立てた昭和 41 年 4 月から 49 年 3 月までの期間について、夫が老齢年金の受給資格期間を満たすために、遡って 20 か月の国民年金保険料を納付した事実が確認でき、その時点で、私も受給資格期間を満たすためには、60 歳までに 10 か月不足していたことから、私についても、その時点で老齢年金の受給資格期間を満たすために必要となる月数を考慮して保険料を納付していたとしても不自然ではないとして、41 年 4 月から 42 年 1 月までの 10 か月の記録の訂正が認められた。

私は、申立期間の国民年金保険料は、全て納付したと思っている。しかし、私が一緒に保険料を納付していた夫の保険料が、受給資格期間を満たすために、20 か月遡って納付された記録になっているというのであれば、少なくとも、私も夫と同じ月数の保険料を納付しているはずである。そうしたことを含め、もう一度申立期間を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てで、昭和 37 年 2 月から同年 12 月までの期間及び 41 年 4 月から 49 年 3 月までの期間を申し立てたところ、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫は、老齢年金の受給資格期間を満たすために必要な 20 か月の保険料を特例納付により納付していることが確認でき、その時点で、申立人も 60 歳まで保険料を納付し続けたとしても、受給資格期間を満たすためには 10 か月が不足していたことから、申立人についても当該 10 か月を特例納付したと考へても不自然ではないとされ、41 年 4 月から 42 年 1 月までの期間の記録の訂正が必要であるとされた。一方、当該期間を除く前回の申立期間については、申立人が一緒に保険料を納付したとす

るその夫についても、保険料が未納であることなどの理由から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとされた。これら当委員会の決定に基づき、既に平成22年7月14日付けで昭和37年2月から同年12月までの期間及び41年4月から42年1月までの期間に対して年金記録の訂正に関するあっせんについての通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、申立期間の国民年金保険料は全て納付していたと述べつつ、その夫の保険料を20か月遡って納付したのであれば、申立人自身についても同様に20か月遡って納付したはずとするなど、その主張に曖昧な点が見受けられる。

申立人及びその夫が国民年金保険料を特例納付した当時においては、必ずしも夫婦が同じ月数を特例納付する必要はなかったとした前回の申立てに対する当委員会の判断の理由には合理性があり、今回の申立ては、委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、会社を退職した 1 年後の昭和 49 年頃に、区役所から国民年金の加入を勧奨する郵便物が届いたので、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際に年金手帳を交付されたが、57 年 12 月に転居し、転出先の区役所で住所変更手続を行った際に、現在所持している年金手帳と交換された。国民年金保険料については、加入手続を行った際に未納となっていた保険料を 1 年間遡ってまとめて区役所の出張所で納付した。その後の保険料についても、区役所の出張所で毎月現金で納付していたが、保険料額については思い出せない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、57 年 12 月頃と推認でき、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 57 年 12 月の時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、同年同月頃に申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立期間は 108 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を、同一の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月まで

私は、結婚して、引っ越した昭和 55 年 3 月頃、夫と一緒に区役所に行き、夫が、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、どのように納付していたのかは記憶していないが、昭和 55 年 3 月頃に、国民年金の加入手続を行うと、保険料の納付書が送付されてきたと思うので、56 年 4 月から保険料を納付し始めたということもないと思う。

申立期間後の国民年金保険料についても、どのように納付していたかは定かではないが、その期間の保険料が納付済みとなっているため、申立期間の保険料についても、その期間と同様に納付していたのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 3 月頃、国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続は 56 年 3 月に行われたものと推認されるため、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うとしているものの、当該期間に係る保険料を納付したとする時期、場所、方法及び金額について、全く記憶していないとしており、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで

私は、それまで勤めていた会社を、結婚後の昭和60年12月に退職したが、主婦だったので、国民年金には加入していなかった。61年4月に、主婦も国民年金の第3号被保険者として加入することができることとなり、当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の頃、夫から、「会社を退職後の国民年金に加入していなかった期間の国民年金保険料を納付したほうが良いのでは。」と勧められ、すぐに、同区役所で、申立期間の保険料を納付した。私は、夫と話し合っ、当該期間の保険料を納付したことを憶えているにもかかわらず、当該期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することを、その夫と話し合った記憶はあるものの、当該期間の保険料の納付時期、納付金額、納付方法など具体的に憶えておらず、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の第3号被保険者としての加入手続の頃、区役所で、加入していなかった申立期間の国民年金保険料を納付したと述べている。しかし、申立期間当時、被用者年金制度の被保険者の妻であったため、国民年金に加入するには、制度上、任意加入する必要があった申立人が、当該期間当時居住していた区に提出している「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書」によると、申立人は、昭和61年4月1日に国民年金の第3号被保険者として、新規に被保険者資格を取得する旨の届出を、同年5月22日に行っていることが確認でき、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録でも、同年4月前に国民年金の被保険者

資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は、申立人にとって任意の未加入期間となるため、遡って保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私が勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の昭和48年4月に、当該事業所を営んでいた私の父親が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、父親が、私の給料から天引きして納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、父親が申立人の給料から天引きして納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその父親からは証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和50年10月頃と推認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付によらなければ納付することができないが、申立人は、その父親から申立期間の保険料を遡って納付したと聞いた記憶が無いと述べている。

さらに、申立期間当初から国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から5年1月まで

私は、母親から、私が20歳になった平成3年*月に、私の国民年金の加入手続きを行い、当時、短期大学生で収入の無かった私の国民年金保険料を、母親が負担し、納付書により毎月金融機関で納付してくれていたと聞いている。

また、私は、卒業後、平成3年4月から5年1月までの期間、アルバイトとして働いたが、同年2月にそのアルバイト先の会社に正社員として採用され、厚生年金保険に加入した。アルバイトとして働いていた期間の国民年金保険料についても、母親が継続して納付してくれていたと聞いている。

私が所持している年金手帳の「国民年金の記録」のページでは、申立期間は国民年金の被保険者期間とされており、これは、私の母親が国民年金保険料を納付したことを示していると思うので、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成3年*月に申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が5年2月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、国民年金保険料を納付してくれていたと思うと述べている。しかし、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその母親は、納付書が届けば必ず保険料は納付していたとするものの、その金額については憶えていないなど、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の母親が、平成3年*月に申立人の国民年金の加入手続きを行

ったのであれば、同年同月当時申立人が居住した区に国民年金手帳記号番号が払い出されているはずであるが、手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、同年同月当時、申立人の国民年金の加入手続が行われたとは考えられず、保険料を納付するための納付書が発行されたとも考え難い。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳について、平成5年2月に厚生年金保険の被保険者となる前にその母親から渡されていたとした上で、同年同月に勤務先に提出した後、13年1月に返却された際には、当該年金手帳の「国民年金の記録」のページに、既に申立期間に係る国民年金の被保険者資格期間が記入されていたと思うとし、当該国民年金の被保険者資格期間が記入されていることが、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示しているのではないかと述べている。

しかし、申立人の所持する年金手帳には、申立人が初めて厚生年金保険に加入した事業所の所在地を示す「A県」と記載されていることから、当該年金手帳は、平成5年2月に申立人が初めて厚生年金保険の被保険者となつてから発行されたと考えるのが自然で、申立人が同年同月前に既に当該年金手帳を所持していたとは考えにくく、当該年金手帳には、申立期間当時、国民年金の加入手続が行われていたのであれば記入されるはずの国民年金の記号番号及び申立人の住所も未記入である。

加えて、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」のページでは、確かに、申立期間は国民年金の被保険者期間とされているが、前で述べたとおり、当該年金手帳は平成5年2月以降に発行されたと考えられ、申立人の勤務先であった厚生年金保険の適用事業所が、従業員であった申立人の国民年金の被保険者期間を、当該「国民年金の記録」のページに記入したとは考えにくく、当該ページに申立人が居住する区を示す印があることを考え合わせると、当該被保険者期間は、申立人が14年11月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際に、初めて記入されたと考えて不合理ではなく、その時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。ちなみに、年金手帳の当該「国民年金の記録」のページは、保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金の被保険者期間を記入するものであり、当該ページで申立期間が国民年金の被保険者期間とされていることが、当該期間の保険料が納付されたことを示すものではない。

その上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月、9年3月及び10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月
② 平成9年3月
③ 平成10年3月

私は、平成6年10月から11年2月にかけて、A職として臨時に雇用され、1年ごとに別の職場に勤務していた。毎年3月になると勤務先の職場の事務職員から、「3月は厚生年金保険の被保険者でなくなるので、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するように。」と教えられていたので、3月には必ず指定された場所で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月から11年2月にかけて、臨時職員として勤務していたが、その雇用形態から毎年3月は厚生年金保険の被保険者資格を喪失するため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するよう勤務先から指示されていたので、毎年同月には、指示された場所で保険料を納付していたと述べている。確かにオンライン記録では、申立人は、6年10月から11年2月にかけて、反復して同一の事業所に雇用され、雇用期間中は厚生年金保険に加入していたこと、その間、毎年3月は雇用期間ではなかったこと、及び7年3月は国民年金に加入し、国民年金保険料が納付されていることは確認できる。しかし、申立期間①、②及び③は、いずれも国民年金の被保険者期間とはされておらず、申立人の所持する年金手帳にも、同年4月に国民年金の被保険者資格を喪失して以後の被保険者資格の記録は無い上、申立人は、当該期間の保険料は、社会保険事務所（当時）で納付したとするものの、その前提となる国民年金の加入手続についての記憶は定かではないことに加

え、加入手続をしたのであれば、保険料の納付をした際、社会保険事務所で同時に行ったと思うとも述べてはいるが、通常、社会保険事務所で国民年金の加入手続は行えず、当該期間の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は平成8年3月に、申立期間②の保険料は9年3月に、申立期間③の保険料は10年3月に、いずれも社会保険事務所で納付したとしており、その主張では、それぞれの申立期間の保険料を現年度で納付したことになるが、社会保険事務所では現年度の保険料を納付することはできず、申立人が申立期間③の保険料を納付したと主張する場所には、社会保険事務所及び保険料の収納事務を行っていた行政機関は存在しないなど、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間②及び③は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、同基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6400 (事案 6047 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 63 年 3 月頃に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際に、市役所の職員から申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付することを勧められたため、その日のうちに市役所の窓口で納付した。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得できない旨の申立てを行ったが、申立期間の記録の訂正は認められなかった。

前回、記録の訂正が認められなかった理由の一つとして、申立期間の国民年金保険料は、市役所で納付することはできないとされているが、私にとって余り自信のない記憶を根拠に判断されている。申立期間の保険料を納付した場所については余り記憶していない。

また、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であるとされているが、私は、納付した金額は憶えていないものの、申立期間の保険料を納付した事実ははっきりと記憶しており、その記憶を裏付ける内容が記載された当時のダイアリー手帳を所持している。

今回は、はっきりと記憶していることだけを基に、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当初の申立てにおいて、昭和 63 年 3 月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、その日のうちに市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月に払い出されていることが確認できるものの、その時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となり市役所で納付することはできな

い上、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金保険料収納状況一覧表、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、国民年金の被保険者資格取得日が同年4月1日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年8月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した事実ははっきりと記憶していると主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明であり、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、前回、申立てを行った際に当時のダイアリー手帳を提出しており、今回の申立てにおいて申立期間の国民年金保険料を納付した記憶を裏付ける資料としているが、ダイアリー手帳には当該期間の保険料を納付した時期及び納付金額についての記載は無く、当該期間の保険料を納付したことを裏付ける内容は記載されていない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 60 年 3 月まで

私が大学生であった昭和 56 年 5 月頃に、私か母親か分からないが、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、母親が納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった昭和 56 年 5 月頃に、国民年金の加入手続きを行ったが、当該手続きを行ったのが母親なのか申立人本人なのかはつきり覚えていないとしているところ、その母親は、「私が、56 年 5 月頃、区役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付した。」と述べているが、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、国民年金被保険者名簿から 61 年 10 月であることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は大学生であったことから、申立人が国民年金に加入する場合、任意加入することとなるが、任意加入被保険者の場合、制度上、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した昭和 61 年 9 月 26 日の時点で、遡って国民年金に加入することも、国民年金保険料を納付することもできないこととなり、申立人の母親が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、当該期間に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6402

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月まで

私は、昭和 57 年に子供が生まれた際に、妻の母親から国民年金への加入を促されて、翌年の 58 年 4 月に区役所に行き加入手続をした。59 年 9 月には、A 社の研修員として 1 年間海外留学しているので、その前に加入手続に行ったはずである。

間もなくして納付書が送られてきたので、自分で銀行か郵便局で国民年金保険料を納付した記憶があり、所持している年金手帳には、初めて被保険者になった日として「昭和 58 年 4 月 1 日」と記載されているにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、61 年 10 月から同年 11 月頃と推認され、申立内容と合致しない。

また、申立人が、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 61 年 10 月から同年 11 月の時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も無い。

さらに、申立人は、申立人の所持する年金手帳の初めて国民年金の被保険者となった日が「昭和 58 年 4 月 1 日」とされていることから、同日から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと述べているが、当該日付は、国

民年金の加入手続時期を特定するものではなく、申立期間の保険料を納付していたことを示すものでもない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 53 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 53 年 7 月まで

私の母親は、私と妻の国民年金の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料については両親の保険料と併せて、当時 2 か月ごとに来ていた集金人に納付し、4 名分の領収書をもらっていた。私の妻は、母親が受け取った領収書を 4 名の各々の国民年金手帳に貼り付けていた。申立期間について、妻及び両親は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人とその妻の国民年金の加入手続を一緒に行い、当時家に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、国民年金の加入手続は、申立人は昭和 53 年 8 月、申立人の妻は 48 年 4 月に行われたと推認でき、加入手続時期についての申立人の主張とは一致していない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 53 年 8 月の時点において、申立期間のうち、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとされる 48 年 4 月から 51 年 6 月までの保険料は時効により納付することはできず、申立人の母親が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間

の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年2月まで

私は、平成3年2月頃、税務署に確定申告書を提出した際、同署の職員から国民年金に加入していないことを指摘され、手続場所は定かではないが、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同年5月頃に納付書が送られてきたので、区役所の出張所の窓口で2年分遡ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年2月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続は5年4月に行われたと推認され、申立内容とは一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される平成5年4月の時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、平成3年5月頃に申立期間の国民年金保険料を2年分遡って納付したと述べているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される5年4月の時点において、遡って納付することが可能であった申立期間直後の3年3月から5年3月までの保険料は納付済みとなっていることから、申立人の2年分遡って納付したとする記憶は、当該期間の納付であつ

たと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月15日から23年8月1日まで
② 昭和24年6月1日から28年1月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和20年9月15日から32年2月25日まで継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は「当時の資料は保管していないため不明。」と回答している上、当時の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和23年8月1日に被保険者資格を取得した者が申立人を含め36名存在することが確認できるが、このうちの複数の同僚は、「厚生年金保険の被保険者資格を取得した日より前から同社に勤務していた。入社日と資格取得年月日は違う。」と供述していることから、同社では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立人は、A社において昭和23年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、申立人が提出した昭和 26 年 7 月 2 日付けの労働基準監督署から授与された表彰状、及び元同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該期間当時、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、資格を再度取得している被保険者が申立人を含め5名確認できる。

また、上記元社員のうち、自己都合により被保険者資格を喪失した後に、再度資格を取得した者1名を除き、そのほかの元社員は、既に死亡しており、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができないが、申立人を含む4名は、新たな厚生年金手帳記号番号が払い出され、再取得していることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚は、「A社には、常に30名程度の従業員がいた。」と述べているが、上記被保険者名簿によると、昭和26年12月31日時点での被保険者数は13名、27年12月31日時点の被保険者数は8名と記録されている上、当該期間において、事業主の被保険者記録は無いことが確認できることから、同社では、個人ごとに厚生年金保険の取扱いが異なっていた状況がうかがえる。

加えて、上記被保険者台帳（旧台帳）から、申立人は、A社において昭和24年6月1日に資格を喪失し、28年1月1日に資格を再度取得していることが確認できる。

また、B社は「当時の資料は保管していないため不明。」と回答している上、当時の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 57 年 6 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日までの期間、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付してきた。
しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険第四種被保険者として、厚生年金保険被保険者期間が 20 年になる平成 2 年 3 月までの厚生年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、管轄の年金事務所が保管する申立人に係る債権管理簿の第四種被保険者資格喪失年月日欄には、昭和 61 年 4 月 1 日と記載されている上、昭和 61 年度の 4 月分の債権消滅欄には、年金事務所の回答によると、厚生年金保険被保険者資格喪失による同年 4 月分の厚生年金保険料債権の取消しを行った日を示すものとされる、「調定取消 61. 4. 7」の押印があることが確認できる。

また、上記債権管理簿の収納月日欄には、昭和 57 年 6 月分から 61 年 3 月分までの厚生年金保険料の収納月日が記載されているが、同年 4 月分以降の記載は無いところ、57 年 6 月分から 61 年 3 月分までの収納記録は、オンライン記録の厚生年金保険第四種被保険者期間と一致している。

さらに、オンライン記録では、昭和 61 年 9 月 18 日付けの処理日で、申立人が同年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していた事実

を確認できる資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の納付に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年頃から27年2月頃まで
② 昭和27年頃から28年頃まで
③ 昭和28年頃から29年頃まで

私は、申立期間①について、昭和26年頃からA県B市にあったC社にD職として勤務した。同社を退職した後はすぐにE社へ入社した。申立期間②について、F社を退職した後すぐに、G県H市にあったI社にD職として5か月間ぐらい勤務した。申立期間③について、同社を退職した後に、G県J市にあったK社にD職として3か月間ぐらい勤務した。申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する複数の同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる上、申立人が後に勤務したL社が保管する申立人の履歴書から、申立人は、期間は特定できないもののC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の後継会社であるM社は、保管するC社に係る年金台帳に申立人の名前は見当たらない上、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答をしている。

また、上記の同僚は連絡先が不明又は既に死亡している上、当該同僚以外の申立人が記憶する同僚の名前は上記被保険者名簿に見当たらないことから、C社では当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間①に被保険者記録がある

者で連絡先の判明した者に対して、C社における申立人の当時の勤務実態等について照会したが、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する証言を得ることはできなかった。

加えて、上記被保険者名簿には申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は、I社でD職をしていたと主張している。

しかし、I社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人がI社の所在地であったと主張するG県H市を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、I社の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、K社でD職をしていたと主張している。

しかし、K社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人がK社の所在地であったと主張するG県J市を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、K社の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①から③までにおいて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
年金受給のための裁定を前に、私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間の後に空白期間があったが、私は同社を離職後すぐに国民年金に加入し、その後に納め過ぎた国民年金保険料は還付されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る賃金台帳において、平成 17 年 10 月分の給与から同年 10 月の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成 17 年 10 月 30 日に同社を離職していることが確認できる。

また、A社が保管する出勤簿によると、申立人の最後の出勤日は平成 17 年 10 月 30 日となっている上、同年 10 月の出勤日数が 24 日と記載されているところ、上記出勤簿の同年 10 月の有給休暇を含めた出勤日数は 24 日であることが確認できる。

これらのことから、申立人のA社における離職日は、平成 17 年 10 月 30 日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年 10 月 31 日となることから、同年 10 月は、厚生年金保険の被

保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 12 月頃まで
最近見付かった夫の経歴書に、昭和 30 年 3 月に高等学校を卒業し、A社に同年 4 月から 31 年まで勤務した旨の記載がある。しかし、夫の年金記録を見ると、同社の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する申立人の経歴書の記載内容及び申立人の親族の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間当時、B県でA社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、A社に係る商業登記の記録は確認できないことから事業主照会が行えず、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人は既に死亡しており、本人から当時の状況について聴取することができず、また、申立人の妻も、申立期間当時は婚姻前であり、申立人の勤務形態及び同僚等の氏名については不明であるとしているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。